



国土交通省

秋田運輸支局プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

平成30年9月6日

秋田運輸支局

北秋田市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し 警告書を交付しました。

平成30年7月12日に秋田運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、秋田運輸支局長は下記のとおり警告書を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 警告書の交付年月日 平成30年9月6日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：あきた北観光バス 株式会社 代表取締役 加藤 治
(法人番号：2410001006820)
秋田県北秋田市綴子字田中下モ10
営業所：本社営業所
秋田県北秋田市綴子字田中下モ10
3. 行政処分等年月日 平成30年8月31日
4. 行政処分等の概要
(1) 文書警告
5. 違反の概要
(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)
①初任運転者に対する特別な指導義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

《問い合わせ先》

秋田運輸支局輸送・監査部門 竹林・大淵

TEL：018-863-5813